

原子力損害賠償紛争解決 センターの活動について

平成30年における活動状況について(速報版)

平成31年1月

原子力損害賠償紛争解決センター

センターの人員体制の整備

- 平成23年9月から、仲介委員22名、調査官19名で業務開始
- 平成24年から25年にかけて調査官を増員するなど、集中的に体制を整備
- 平成28年2月に総括委員会顧問を新設、前総括委員3名を指名
- 平成29年11月に福島事務所顧問として、初代福島事務所長を指名
- 平成30年12月末日時点で、仲介委員277名、調査官161名

センターの人員体制の推移

	平成23年 12月	平成24年 12月	平成25年 12月	平成26年 12月	平成27年 12月	平成28年 12月	平成29年 12月	平成30年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	—	—	—	—	—	3	4	4
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582

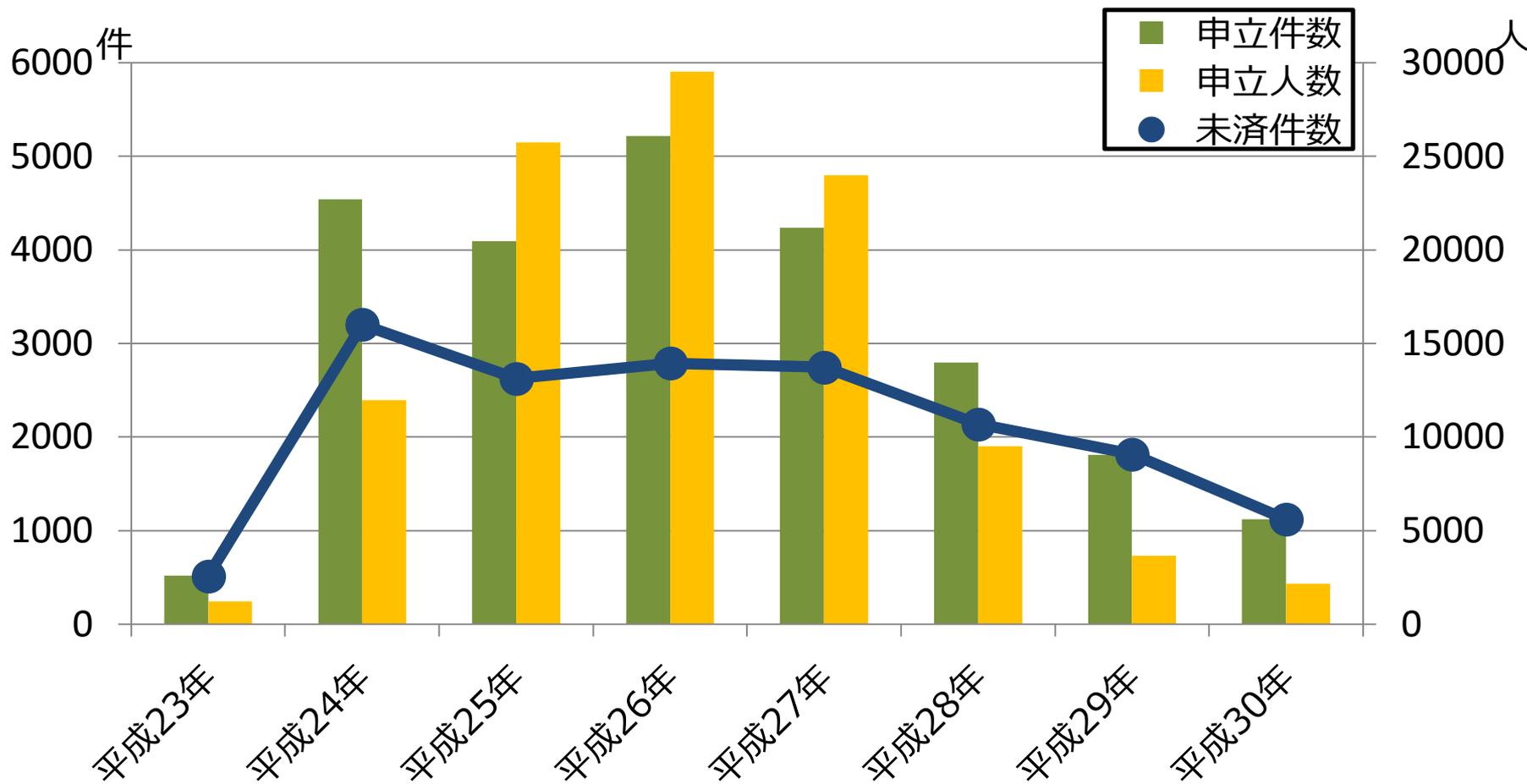
※各年末の人員数を計上

申立件数の推移①【速報値】

申立総件数	24,336件
申立人総数	107,747人

申立件数・人数の推移

※平成30年12月末日時点での速報値。



※申立人数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立人数を除く。

申立件数の推移②【速報値】

平成23年から平成30年までの推移

	平成23年 9月～12月 合計	平成24年 1月～12月 合計	平成25年 1月～12月 合計	平成26年 1月～12月 合計	平成27年 1月～12月 合計	平成28年 1月～12月 合計	平成29年 1月～12月 合計	平成30年 1月～12月 合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121
(累計)	-	(5,063)	(9,154)	(14,371)	(18,610)	(21,404)	(23,215)	(24,336)
申立種別 内訳								
法人 申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)	472 (26.1%)	240 (21.4%)
個人 申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)
申立人数	1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508	3,648	2,158
(累計)	-	(13,177)	(38,915)	(68,449)	(92,433)	(101,941)	(105,589)	(107,747)

※平成30年1月～12月については速報値。

※申立件数については、既に和解仲介手続き中の事案から手続上分離された事案
(平成24年:1件、平成25年:2件、平成30年:5件)を含む。

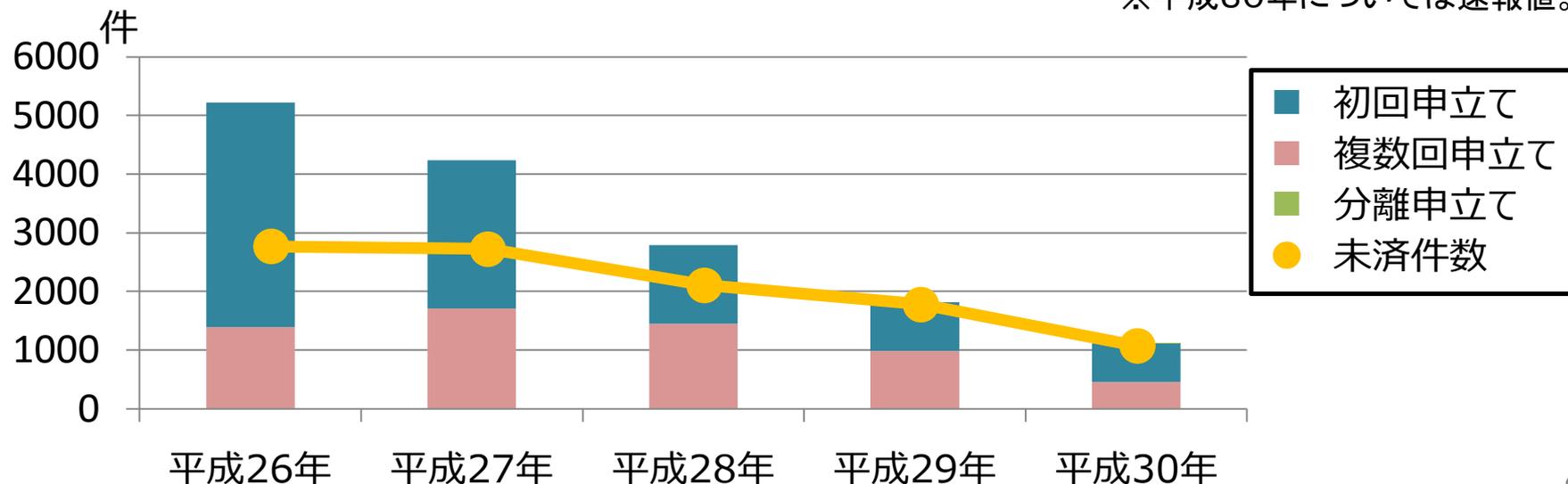
※申立人数については、既に和解仲介手続き中の事案から手続上分離された事案の申立人数
(平成24年:84人、平成25年:176人、平成30年:3319人)を除く。

申立件数の推移③【速報値】

平成26年から平成30年までの
初回申立てと複数回申立ての推移(概数)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
申立件数 (内訳)	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121
初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	829 (45.8%)	451 (40.2%)
複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	982 (54.2%)	665 (59.3%)
分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)

※平成30年については速報値。

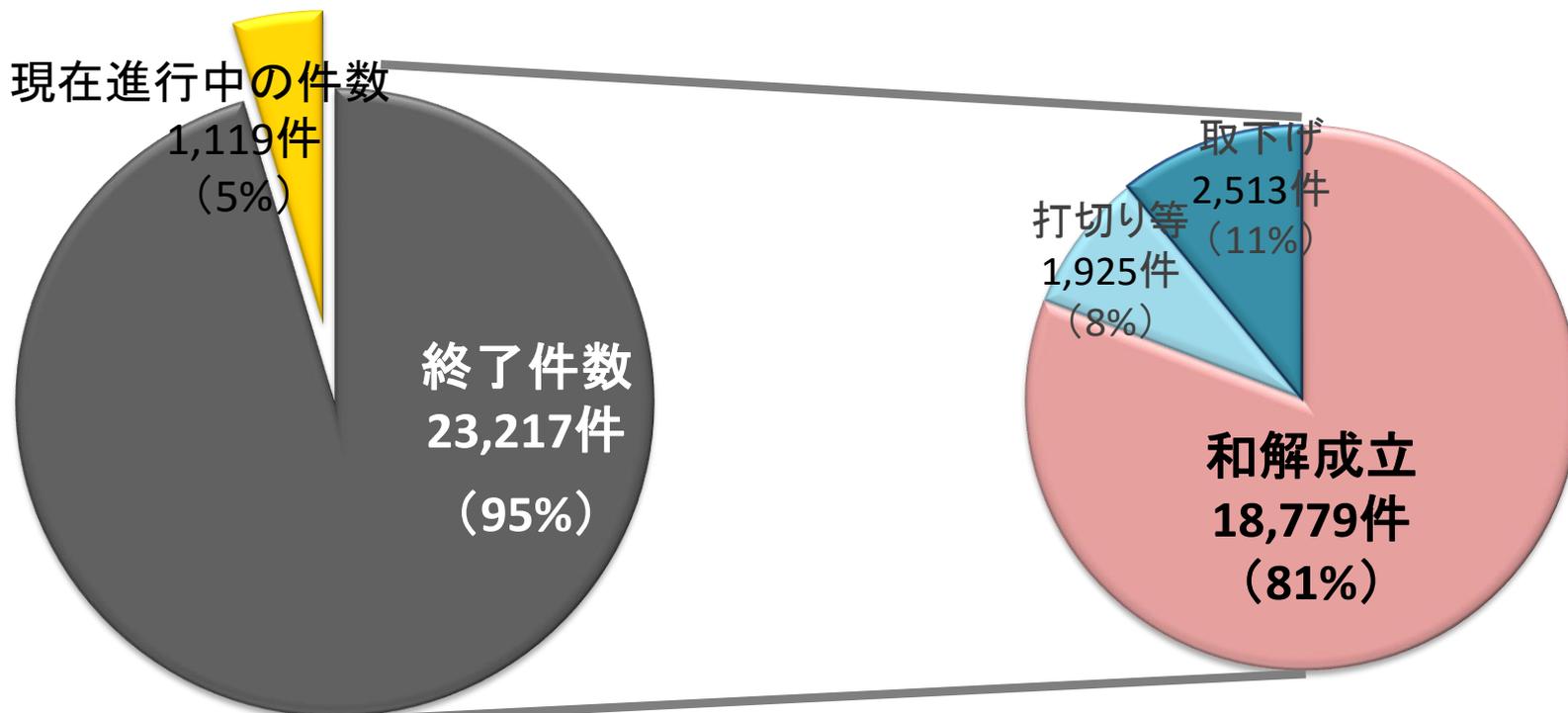


和解仲介の状況①【速報値】

終了件数	23,217件
うち 和解成立	18,779件
うち 打切り等	1,925件
うち 取下げ	2,513件

※平成30年12月末日時点での速報値。

申立件数 24,336件



和解仲介の状況②【速報値】

平成23年から平成30年までの推移

	平成23年 9月～12月 合計	平成24年 1月～12月 合計	平成25年 1月～12月 合計	平成26年 1月～12月 合計	平成27年 1月～12月 合計	平成28年 1月～12月 合計	平成29年 1月～12月 合計	平成30年 1月～12月 合計
申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121
既済件数 (内訳)	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333
却下	0	1	0	0	0	0	0	0
和解の仲介 をしない	0	0	0	0	0	0	0	1
未済件数累計	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119

※平成30年1月～12月については速報値。 6

和解打切り理由の内訳

平成26年から平成30年までの推移

	平成26年 1月～12月 合計		平成27年 1月～12月 合計		平成28年 1月～12月 合計		平成29年 1月～12月 合計		平成30年 1月～12月 合計	
既済件数 (内訳)	5,054		4,281		3,403		2,132		1,818	
和解成立	4,438	(87.8%)	3,643	(85.1%)	2,755	(81.0%)	1,581	(74.2%)	1,232	(67.8%)
取下げ	316	(6.3%)	364	(8.5%)	447	(13.1%)	356	(16.7%)	333	(18.3%)
却下	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
和解の仲介 をしない	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(0.1%)
和解打切り (内訳)	300 (5.9%)		274 (6.4%)		201 (5.9%)		195 (9.1%)		252 (13.9%)	
申立人の請求 権を認定できない	177	(3.5%)	204	(4.8%)	154	(4.5%)	161	(7.6%)	148	(8.1%)
申立人が和解 案を拒否した	15	(0.3%)	13	(0.3%)	22	(0.6%)	11	(0.5%)	5	(0.3%)
被申立人が和 解案を拒否した	42	(0.8%)	9	(0.2%)	6	(0.2%)	4	(0.2%)	49	(2.7%)
申立人が資料 提出に応じない	27	(0.5%)	5	(0.1%)	0	(0.0%)	3	(0.1%)	17	(0.9%)
申立人と連絡が とれない	25	(0.5%)	35	(0.8%)	12	(0.4%)	12	(0.6%)	16	(0.9%)
その他	14	(0.3%)	8	(0.2%)	7	(0.2%)	4	(0.2%)	17	(0.9%)

※東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった件数は、平成25年10件、平成26年42件、平成27年9件、平成28年7件、平成29年4件、平成30年49件であった。

このうち、東京電力社員又はその家族からの申立件数は、平成25年10件、平成26年42件、平成27年9件、平成28年7件、平成29年4件、平成30年9件であった。

※平成30年1月～12月については速報値。

和解成立に至らなかった事例①

※文部科学省HPにて公表しているもの

【事案A】 川俣町小綱木地区住民の集団申立て(H30. 12和解打ち切り・1件の申立て)

自主的避難等対象区域(伊達郡川俣町小綱木地区)の住民及び平成23年3月11日の時点で同地区に居住実態のあった申立人ら566名が、本件事故により被った精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、平成23年3月11日から同年5月末までのいずれかの日に同地区に生活の本拠があった者(562名)に対し、中間指針第一次追補で認められた定額とは別に、同期間に対する精神的損害として一人当たり20万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例(なお、その余の4名については、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして、手続が打ち切られている。)

【事案B】 福島市渡利地区住民の集団申立て(H31. 1和解打ち切り・1件の申立て)

自主的避難等対象区域(福島市渡利、同市小倉寺、同市南向台の3地区(以下「渡利地区」という。))に居住していた申立人ら3139名が、本件事故後、放射線被ばくをしているのではないか等の不安や恐怖により平穏な日常生活を阻害された等と主張して精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、渡利地区内で特定避難勧奨地点の設定が検討されるほどの高線量であった2地点から概ね半径500メートル以内に、平成23年3月11日から同年12月末日までの期間に居住(ただし、同期間中に避難した者も含む。)していた申立人ら(476名)について、一人当たり10万円(ただし、上記居住要件を満たす被相続人6名については、その相続人である申立人に対し10万円)の賠償を認める和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例(なお、その余の申立人らについては、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして手続が打ち切られている。)

和解成立に至らなかった事例②

※文部科学省HPにて公表しているもの

【事案C】 南相馬市原町区住民の申立て(H31. 1和解打切り・1件の申立て)

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人ら夫婦(なお、係属中に申立人夫が死亡し、申立人妻が法定相続分(2分の1)の限度で受継をした。)が、避難費用及び精神的損害等の賠償を求め、仲介委員は、申立人夫が事故時において既に一定の医療が必要な状況にあり、申立人らが本件事故により避難を余儀なくされたとして平成26年4月分以降の避難費用や精神的損害を含め648万9419円を認める旨の和解案を提示したが、被申立人は、平成26年4月以降については避難継続の合理性はないとしてその一部の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例(なお、被申立人が受諾した範囲で一部和解が成立している。)

(参考)第48回紛争審査会にてご報告した案件

- ・浪江町住民の集団申立て (H30. 4和解打切り・6件の申立て)
- ・飯舘村蕨平行政区住民の集団申立て (H30. 5和解打切り・2件の申立て)
- ・飯舘村比曽行政区住民の集団申立て (H30. 5和解打切り・6件の申立て)
- ・飯舘村前田・八和木行政区住民の集団申立て (H30. 5打切り・1件の申立て)
- ・飯舘村住民の集団申立て (H30. 7和解打切り・2件の申立て)

センター福島事務所・各支所の所在地



【福島事務所】

郡山市方八町1-2-10
郡中東口ビル2階



【県北支所】

福島市霞町1-52
福島市市民会館503号室
(5階)



【会津支所】

会津若松市一箕町松長
1-17-62
※平成30年11月より月2回、
大熊町役場会津若松出張所
に出張窓口を設置



【いわき支所】

いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階



【相双支所】

南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所(北庁舎2階)



センター広報活動等

(1) 説明会への協力

- 8月～9月にかけて、浪江町が主催した個人による申立てに係る説明会に協力。
- 関係団体(司法書士会、NPO法人等)が主催した県内外への避難者向け説明会に協力。

(2) チラシ、リーフレット、和解事例集(簡易版)・ポスターの配布

- いわき・会津地域の個人・事業者向けに業務内容や和解事例などを端的に示したチラシを新たに作成。

○上記及び、

- ・業務内容や利用方法などを端的に示したチラシ
- ・センターからのお知らせや和解仲介手続きの流れ、和解事例等を掲載したリーフレット
- ・これまで公表した和解事例を抜粋し、避難指示区域や損害項目別で整理した和解事例集(簡易版)
- ・問い合わせ先等を記載したポスター

を福島県内の住民や自治体、県内外の関係機関に配布。

【主な広報媒体の配布部数】

チラシ:約7,800部 リーフレット:約10,400部

和解事例集:避難指示等対象区域版約900部、自主的避難等対象区域版:800部

ポスター:約500枚



(3) 広報に係る関係団体との協議

- 福島県内外の避難者への和解仲介手続きに係る周知について、日本弁護士連合会・福島県弁護士会／日本司法書士連合会・福島県司法書士会と協議を実施。
- 福島県内の事業者への和解仲介手続きに係る周知について、商工団体に協力を要請。

(4) 福島県内の自治体が発行する広報誌への案内記事の掲載

会津支所の出張窓口開設を契機として、「ふくしまの今が分かる新聞」(福島県庁発行)など、福島県内の自治体が発行する広報紙にセンターの案内記事を掲載。

(5) 新聞広告の掲載

センターの業務内容及び会津支所の出張窓口開設について周知するため、福島地方2紙に広告を掲載。